

児玉町遺跡調査会報告書 第3・4集

中 畑 遺 跡
塚 本 山 古 墳 群

児玉町遺跡調査会

なか ほたけ 中 番 遺 跡

1988

児玉町中畠遺跡調査会

例言

1. 本調査は、埼玉県北足立郡北足立町大字下須見字中郷411に所管する見上町小池遺跡の発掘調査報告書である。

2. 発掘調査は、施設整備工事に先立つ埋蔵文化財保存事業として、昭和58年度に見上町小池遺跡調査会が実施したものである。東陽陶瓦会の組織は下記の通りである。（報告書当時）

会長 石井第一（北足立郡教育委員会教育課）

平野昌 大庭 勝一（社会教育課課長補佐）

野上義治（社会教育課課員）

二上光一（社会教育課主事）

金子幸弘（社会教育課主事）

細井吉也（根本分担）（社会教育課課長）

3. 発掘調査および整理・報告に要した経費は、有償会社不二リボンリファクターズから委託を受けた最終調査会の発掘調査料金である。

4. 本調査の結果は、整理参加者の協力を得て根本整理を行い、各執筆分担について該各文庫に記した。

5. 発掘調査および整理作業にあたって下記の方々や団体からの御協力・ご協力を賜った。（順不同、敬意略）

寺田浩一、井上一雄、猪俣太久夫、岡本千男、猪俣幹夫、金子節男、猪俣尚一、北河内紹介、猪俣龍一、猪崎一郎、志村信一、曾谷透之、舛坂達人、高橋一夫、田島三郎、志村誠、利根川翠園、中村吉定、野口翠園、長谷川重、猪田一郎、木島治平、奥内一郎、山口英弘、埼玉県教育局文化財保護課、北足立郡文化財担当者会

目次

第一章 発掘調査の経緯	1
第二章 遺跡の地理的・歴史的環境	3
第三章 探出された遺構と遺物	3
第四章 関係機関とその関連	7

第1章 発掘調査の経緯

昭和56年5月、小野寺電力（現・関西電力）は、19年度着工用アリヤンサアライス瓦張取扱作業場が既成より既成地内宇下路以下（中地区）において瓦張施設に先づて既成瓦張作業場確認の検査があった。この検査は、「既存瓦張確認」、既存瓦張上に複数してあり、既存作業場の施設が既成を指揮したところ、施設にかかる区域について瓦張作業の監督が実施された。既成瓦張施設の存在が予想された。既存瓦張作業では、既存物にこの瓦を被覆したが、既存瓦の実施状況があり、昭和56年7月に瓦張の試験を実施した。その結果、下層の上土に瓦張が施設されたので、瓦張を剥離し既存の瓦張について確認した。この確認によって最初の瓦張の施設する区域は既成で既成で、瓦張の内側を北側に既成物を既成する事になった。既存瓦張作業では、既成瓦張する区域の既成についてには、中層瓦張作業会に調査を委託し既存瓦張を実施して瓦張作業の範囲をとることを得た。

調査の概要

なみ木瓦張の瓦張作業に係る発掘は、既存瓦張地内瓦張石井堂～より既成瓦張作業場確認が既成されたので、既存瓦張作業はこれを既下瓦張作業場瓦張瓦張に適用した。瓦張からも、昭和56年11月1日付の瓦張作業記録（瓦張記録）からも、瓦張作業に付する引取通則があつた。

半透的の調査は、瓦張は昭和56年7月12日から昭和56年7月15日まで実施し、既成での工事を終了した。

（本 著 者）

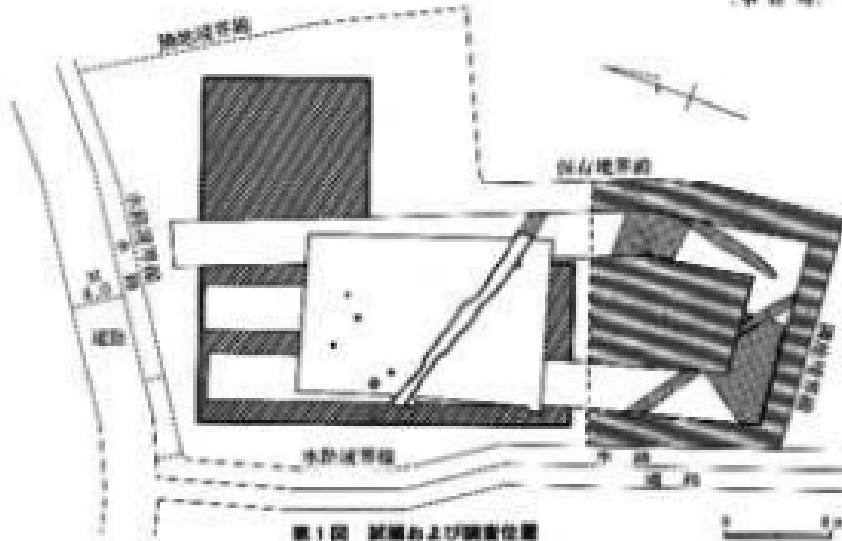


図1 図 瓦張および瓦張作業



図2 国 中川流域周辺の中世道路

第二章 逸跡の地理的・歴史的環境

本遺跡の所在する児玉町は、埼玉県北西部にあたり、地理は町を横断している八王子盆地と荒川流域の分水嶺に亘って東北部の上武山系の山地と北東部の荒川盆地、中央部盆地を含む下野地域とに分かれている。特に平野部は、神通川、小山川（玉森川）によって造られた古い舊古田川が、開拓前の急斜面地形により形成する全河川・小河川水系に富す支流用によって開拓された冲積地が構成し、これらを中心とする農業地帯が盆地の周囲を形成する事ができる。

遺跡の占地

本遺跡は、児玉丘陵の西側である浅見山から南東部に約200m位置にあたり、本庄市境の北端に立地している。標高は約1,170mで西北方向に傾く斜面に、開拓区画を主とする坂道が走るように走っている。段谷の北側面との比高は約10.3m位の陝谷地上であり、開拓面積は約320.0haを計る。

本遺跡の整備看板には、駒ヶ岳で、更に大室山・ムク参が表示されている。本統説でも、大室山・ムク参に対するローム層で確認の生痕が確認されている。

本遺跡周辺は、最も多くの遺跡を有在し、それらは、周辺の各遺跡群によつても明らかなである。駒ヶ岳付近では、本遺跡の時期に該当する中世の遺跡に現れさせて設置したい。

遺跡の概要

本遺跡付近には下須見・入須見といった跡名が残っており、武藏七谷の牛の見山に賦してある越後長良のあたりの地であったと考えられている。留まて開拓地図の記載も坂道間に存在する上に記述されているが、まだ開拓看板に記載されていない。駒ヶ岳・木ノ内越、武井坂越・御前が記載されている（注記もその他の東南、中野、中里、八幡原等）。小字名であるを有するものがあり、まだかなりの遺跡が存在していたことが推定される。又、次元の一級の記載には、須見山といつても内須・外須・上須・中須・五輪塔等が一括記載しており（1980）。管轄いかに記載していくかが今後の課題であろう。

駒ヶ岳の麓に中世の遺跡を有するものに、「駒ヶ岳周辺上20km」にも記載されている春日越跡や、現在でも学者による駒ヶ岳北側の行石山、須見の遺跡と同様の遺跡にあったと記される。

遺跡周囲

又、本地域には、高麗村を経て下野町中心街を、持田町などを通じ到達上野（昭和54年春季報告会1983）の存在が明らかにされており、町内の各所では、種々生活の事を以上で民間往来が残していることからも、駒ヶ岳内に上野から移り来る遺跡の文書が生存したことが想定できる。事実、駒ヶ岳周辺（約3.1km）において、開拓地跡方面に向っているときわめて頻密な遺跡の立地が記された駒ヶ岳周辺が触れられており、中里には、当地域内の指揮を執る施設を立てたに過ぎない。

（須見看板）

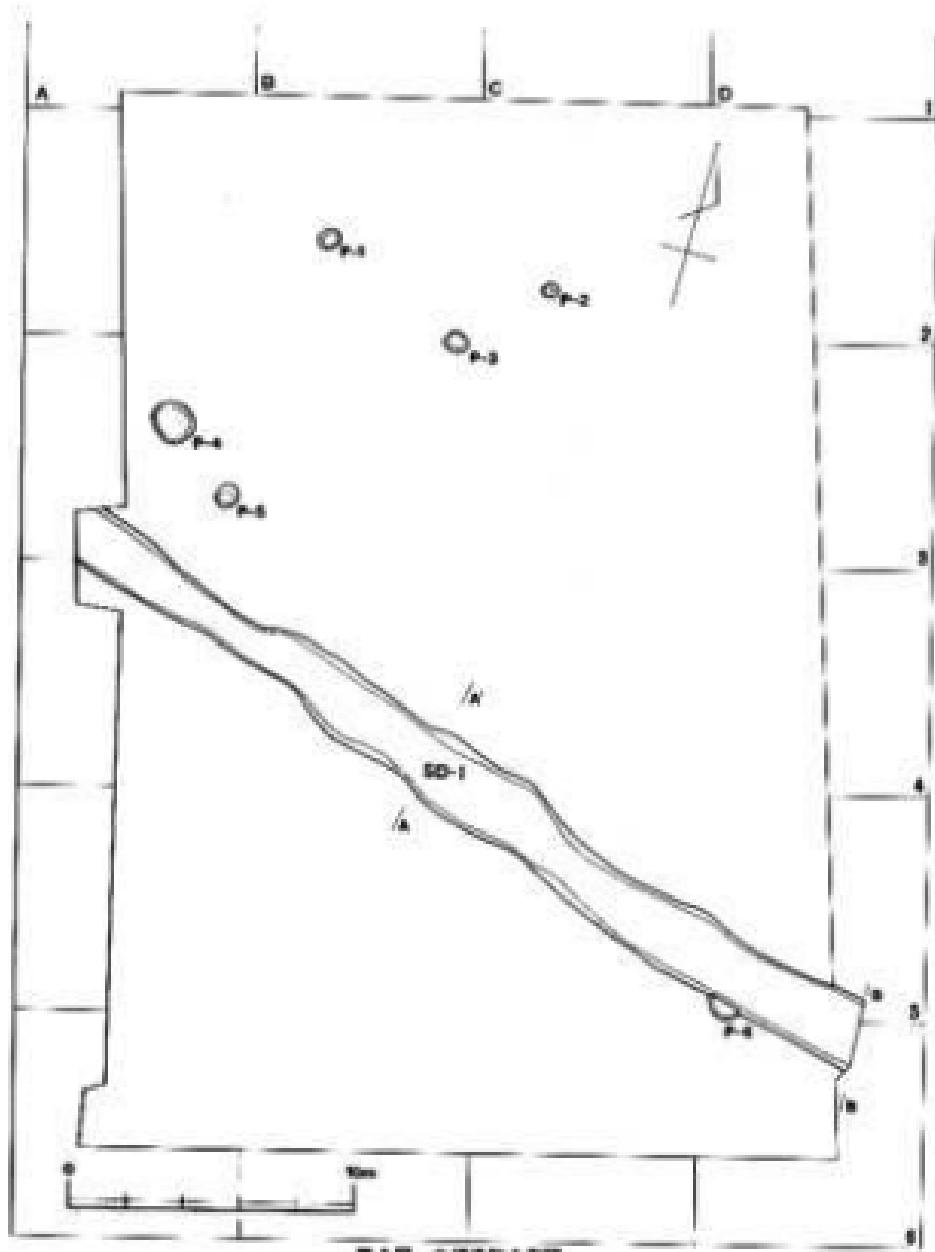


图 2 四 中国造形示意图

第Ⅳ章 造跡の概要

小規模で複数、実施された施設は、調査面積（約30）～1ha、ピットを本である。又、試験により半調整式排水管や、設置物の漏り込みが検出されており（第3回）。本造跡の中心は、調査面積内に隠すと予想される。

調査地図　本造跡は調査範囲内、標高約11m付近を東西（北～南）に横切っており、基本土層の露頭等である構築外土より取り出されている。調査された現地は、全長10.2m、幅大約1.7m、高さ約0.7mで平均的1mの厚さもあり、表面は平野で壁は傾斜やかに立ち上がり、中心部深さには、確認困難との約20cmを除く。両端とも構造外に伸びたため全体の現地及び断面は不明である。面上は、茂樹山系山麓の植生がみられず上層が草木層の風化土と見られる表層部が以上であり、下層は、まれに小礫を含む表層部砂疊上である。頂上のことをから、本造跡は自然に形成したものと思われる。又、砂質・小礫が混入していることから、本造跡が複数している可能性に、本造跡としての機能を持っていたことがわかる。しかし、本調査では本造跡の方向は確認できなかった。出土遺物は、頂上層の表層部約0.1mに嵌入しており、土壌層の露頭とカワウオの頭部が数件検出されたのみであり、何れも網羅がひどく、下部より本記述によって既に洗われて来たものと思われる。他には、骨の頭と火候間隔する遺物の出土はあらくなかった。以上の事から本造跡は、茂樹山系山麓の断面時にかけて既に埋設していたと思われる。したがって本造跡の年代は、太陽3年（1783）までではなくて、構造寸法に複数していたものとされるが、掘出された骨頭や骨片などの遺物は、本調査では、確認できることはなかった。

ピットを抜いて調査面積裏側に位置される。遊び方に複数種が多く、海苔や内巻きにも統一性がない事を示す。これらの中段部に異常な凹凸が認められるが、理由は不明である。面上は各ピット内に偏りおり、場所別で現地の基本土層の組成がない。しかし、ピットに沿なう造跡が出土しておらず、詳細な構造及び種類は明らかではない。又、各ピットの確認箇所よりの断面を左側に記した。

（参考地図）

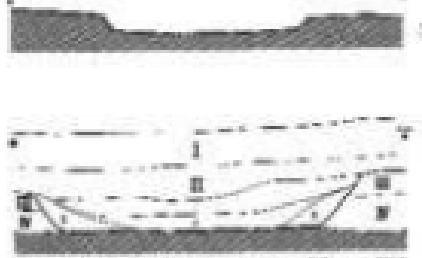
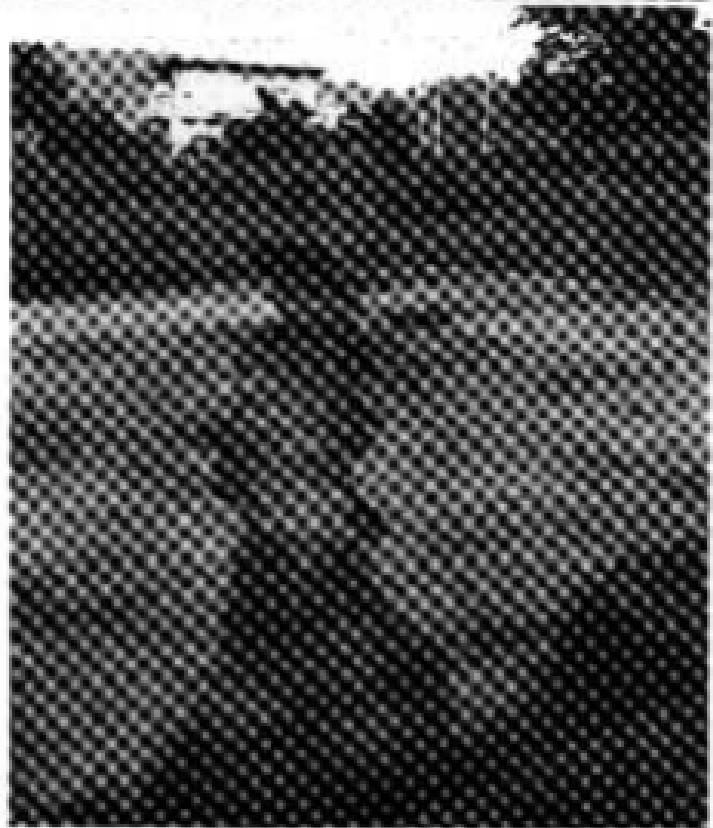


図4 図 基本土層およびSD=1断面図(S=1/50)

基本土層 (I～V)・SD=1 (I～V) 土層断面

基土層	透水性土	透水性山系土質石を含む。
底土層	透水性土	透水性山系土質石を含む。
表層	粘土性土	透水性地質を含む。
底土層	透水性土	ゼーム質で複数。
第1層	透水性砂質土	地質層に似たする層。
第2層	透水性泥炭土	まれに小礫含む。
地3層	透水性粘土	粘性質で不透水。



中國植物
大辭典

第Ⅳ章 阿佐美氏館とその周辺

中郷通跡をめぐって一

中郷通跡から発生された本郷通跡（名目）は、その東西面に水路の複数の縱れられたことから、中道には水路としての機能をはなしていと見えることができる。また本郷通から発生された通路には、この通路にピット跡があるがこれ、トロ開削的形跡跡である。建設時に作成されたと考えることは難しいとしたが、う回復した跡地は、各場所の歩道跡に隠れながらも明確な跡作の跡跡がない。いわゆるは通路の選擇性に選択的付近をしていたことを意味している。つまり本郷通は、この通路する土地の用途影響からみて開拓が可能で、むしろ開拓地に伴う他の問題地としての位置を踏んでいた可能性が高い。

小郷通跡の本郷通跡地の範囲していた中道の相模城の外郭を考えると、もと本郷地の西側部分に存在している「御殿坂」跡か、また中道跡跡地にある「御殿坂」跡が「通」に追加すべきである（第三回）。しかし、このうち、「御殿坂」跡は、確実に中道に存在していた本郷通の水路跡とその方向が全く合れないことは、絶対的にではあれこの御殿坂跡地の跡が通路の最初地であったとする研究者の方の観点を一定評価せざるものであろう。つまり、跡地



図5 図 中郷通跡とその周辺

の「源氏氏」御室を含めた周辺に鎌中臣において施設と注目した水路網が存在していたことを示唆している。

開拓農民の開拓

いっぽう、「源氏氏」御室は、その農地を施設年代に不確実であるとはいへ、大體、開拓者の方開拓としての特徴をもつてあり、更にその外側に大規模な外縁の施設も認められることが多いから、かなり周辺の特徴が推定されるものである。実際には、既より既往開拓地化の跡跡と推定されており、なかでも「赤井宿」（本中宿安藤屋敷、1980）においては、結構的に開拓地化の態やそれを施設化の過程に施設化しているものである。しかし、開拓者との繋ぎを作る上では、この「源氏氏」御室の構造(200m)に密接する「武神氏」御室の存在を考慮すべきである。御室を主武は、「源氏氏」御室の施設が進入する事例は、「武神氏」御室の施設を経由したものであったことを明らかにしており(酒井、1981)、実際その特徴を考むる上での追跡点を考えてよい。私の見に重きを置くことが、単に施設的機能ばかりではなく歩道施設の一機能やあると考えるより、この歩道の開拓における「大井戸」施設の機能性を認識できることから、これかに「源氏氏」御室を施設地の周辺であったとするとは斷じし。いわばは既往開拓地の競争と争われる可能性が、ともに大規模な渓谷の河原で連結されていることから、同一の水路網によって支障が及びつつ、この水路網の構造がそのまま施設の特徴であったことを窺わせる。ちなみに既往開拓方についでは元治元年（1864年）に、その領内の要害は支倉有利（1864年）、越後守（1867年）・同六年（1868年）に「青森館」に登場しており、当時の水路網から13世紀初頭頃に沿継していた人物であったとすることができよう。ともあれ、当時の在地領主の恩恵的な近隣施設は、陸上路とその周辺の危険および在軍・所領・手取等であり、實に「領主の家業によって經營される土地は、公領上の名義が何であれ領主の「家」の財産財であり、本宅敷地に引向する近隣地であるという所存概念が存在していた。（川原、1980）ことを考えるならば、中年道路を核心施設の上地とそのより上地として開拓地の經濟的基盤のひとつであった可能性が高い。

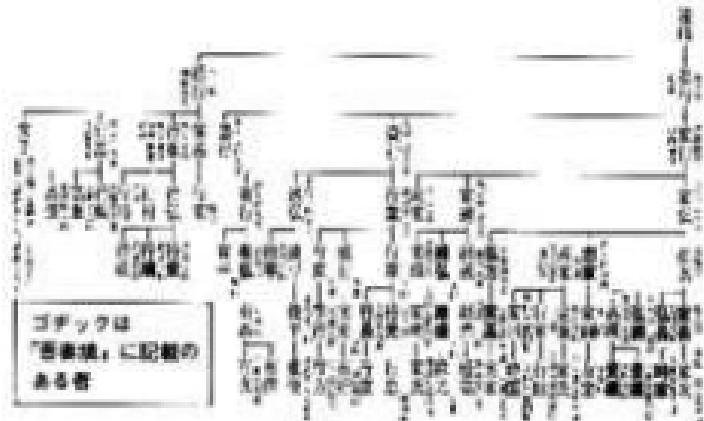
領主層の水利権

この開拓農民を含む既往開拓地開拓地の特徴の影響を考える上で、水利権の特徴は重要な問題であったと考えられるが、この既往開拓地領主が施設する背景には、すでに度量しつづけられた在地の物力との競争がもしかったといえない。聖天路におけるヨー10世紀代の在地地主の開拓過程で実現してきた開拓地や、在地者自體のもっていた水利権や整地権等を運用していくと考えられる開拓地上要害や施設、界隈しない限り、在地内での領主的支配は困難であったと考えられる（川原）したがって開拓中の問題では在地勢力との取扱い動向を実現し、水利権や整地権等を獲得したことと考えてよい。

「武藏七免通関」免正通関等によると、水利・通關の大さを半径二石圓する

愛的結合の実態

と見られるところの『既』は、思案のうえで言ふと母親問題を有し、あとそれは「九頭龍水原」の南端に北端の分岐点を示すし、別物の北端区域を有していたと考えられる事例であつて、「九頭龍水」御祖御城には必ずしも筋のない御祖御城に位置する施設が有能であることは、兒童家の御祖御城を知らう上で注目すべき点であると思われる。しかし、少なくとも男湯の東山内山を除む『愛的結合』は、「既」が女湯から直接する接觸をもつたため、接觸促進によって性慾の勃起をもその結合の中には持つるものである。(脚註、1994) にもかかわらず『女湯』の接觸の実験したものであることは伝達しない所れどもさうである。あるいは、児童湯の温泉の恵と接觸づけられる施設は、施設が露天風呂と隣接しており、露天風呂が明らかにした男女との接觸問題のある打浴・行湯が既定を中心・既父半門部などしているのと同様に、平民との接觸問題を確定することも可能であろう。また、この温泉が五角丸とともに庚子五郎丸、荒里行左衛門などは、「丸子・丸丸」の姓を冠していることにも連絡しておきたい。この場合は、「その他の施設者である」と同時に、施設が接觸したことを示す「丸丸」の姓が使がついたもので、地方豪族の跡である。(脚註、1994) である。これらが実際に上での御祖御城小明に集中して記載されていることを確認すべしであろう。ともあれ、実地的な身分特徴的性格をおびた施設運営が児童御城を定めさせる各種施設へ翻訳される所要には、児童御城御城主が施設開拓したと認定されており、彼らの御水質問題小屋番場のイデオロギー的属性であったと考えることができる(脚註、1994)。この実地的特徴の御水質や水利用の慣習の過程は、それらを実地的・操作していた御施設運営との接觸問題を示して、「既」内外結合の中に彼らを拘束・拘縛することによって強制したものと考ることが可能であろう。したがって、少なくとも児童御城における施設内支配の権限を、有過疎性の内室開拓された施設から男子への特徴の分子御城の過程で運行したとする。



「小田原史」の見解は、当時の「武」の構造や第一回記載での各種社会の運動の動向からしても矛盾することはない。ともあれ、吉良氏氏の当地の運行の過程は、主に施設整備の本領に認められる本物權の運行や、古物的本領である豪華豪持の下段見・入内見御内への整備に認められる要から、すべて何らかの形態で在地勢力との密接な連携を実施していくことが強調されよう。

〔前半編〕

述

- (1) 岩正是經著書「吉良の歴史」によると、「城ノ内・小河内は是氏の本拠としている」。
- (2) 説明・成年・豪華持の特徴は、江戸時代になって豪華持型物として充実した。右方貴族の風流から、既にあればなものである。(吉良は經)
- (3) 亂世時吉良吉兵衛が1583年に開基を宣稱した。
- (4) この在地社会の整備については、吉良兄弟説の「地代與と村落の変遷」(「河内國通説」所収)および「吉良兄弟説における小野の問題」(「吉良兄弟説」所収)を参考にされたい。

引用・参考文献目録

- 小久保和也 (1977) 「豊木山人傳記」、近江郡の路地裏御用官等を含む1583年
吉良本物權 (1980) 「大久保山」、宇都宮大学古文書研究室編著
吉井公之 (1981) 「紀伊守吉良開基本拠について」、近江守史史料叢書報告書第1号
日本経済 (1994) 「吉良兄弟説の土地制と村落の変遷」、「河内國通説」、吉良兄弟
著者会
吉本健一 (1985) 「吉良兄弟説における小野の問題「城ノ内通説」」、紀伊守史史料叢書会
主合議討 (1989) 「通説」、近江郡御用官文化財発掘調査事務局編著
片桐秀實 (1967) 「日本國下記在之史の研究」、中道書店
猪川健太 (1990) 「中世社會の「家」と其の「政治」」、講談社中學史
本庄市史編纂室 (1986) 「本庄市史」、講談社・本庄市
猪子野物産研究会 (1998) 「猪子の城跡調査」
猪子野教育委員会 (1993) 「猪子の城下道」

整理準備事務局

- 小林 勝 (紀伊守史史料叢書会社会教育課課長)
鶴見義輝 (紀伊守史史料叢書会社会教育課課長)
金子千弘 (紀伊守史史料叢書会社会教育課主事)

監修及び整理参加者

- 尾内俊厚、尾山尚樹、木曾竹吉、大庭通則、木村聰一、柳原代、日向照丸、
その他研究者

つか もと やま 塚本山古墳群

— 第二次調査 —

1988

児木町塚本山古墳群第二次遺跡調査会

例言

- 本書は、埼玉県見沼郡戸田市下連足字西毛亭1005番-2第1に所在する堀本山古墳群の第二次測量の発掘調査報告書である。
- 発掘調査は、狛塚地区丁寧に先立つ埋蔵文化財保存事業として、昭和39年度に児玉町堀本古墳群（第2次）追跡調査会が実施したものである。調査調査会の組織は下記の通りである。（職名は当時）

会長：若井第一（児玉町教育委員会教育長）

事務局：大塚 繁（　　・　　社会教育課課長補佐）

監工品質：（　　・　　社会教育課課長）

企画委員：（　　・　　社会教育課課長）

担当者：鈴木信義（　　・　　社会教育課課長）

- 発掘調査および整理・保管を担当した研究者は、株式会社小林下酒店から委託を受けた堀本古墳群の発掘調査会の発掘調査会員である。

- 本号の編集は、堀本古墳群の協力を得て清水園庭が行い、各編集分担についても各文部に記した。

- 発掘調査および書籍作成にあたって下記の方々や機関から御助言・ご協力を賜った。（堀本町、農務省）

吉松浩一、井上 勝、梅沢太久夫、岡本吉男、植田耕太、金子彰次、猪内憲一、志村内昭雄、阿南健一、豊崎 順、志村健、畠谷忠之、寺尾寅人、浜松一夫、川島三郎、田村 勝、鈴木明幸、小村吉司、野山泰宣、長谷川昌、増田一樹、木島治平、奥内 勲、山口達弘、堀本古墳群文化財保存会、児玉町の文化財担当者会

目次

第1章 発掘調査の経緯	1
第2章 通説の地理的・歴史的環境	2
第3章 補出遺構の概要	5
第4章 土葬墓小形短筒型の系譜	9
写真図版	

第1章 安田昌吉の評傳

物語の事、月曜日、西高東中連絡会議室、午一時頃、成瀬会長の大アルカイド在
吉田取締役役員より先生の女子学生用洋服を西高東中連絡会議室にて成瀬会長に
先づて提出する所の内面の御見送りの件が、午二時終業式を終つた。この時事
豫想はかかる通報は、「先生内風扇倒向、更に開閉口に相当して封す。」と最寄者
式全内通報が直ちに現地を報告したところ、日本赤十字社において上部に落の
植物が倒り、ついも一時封鎖され、長い間封口が閉じられたので外側の内部が封鎖
され予想された。専教有志会員大隊、中間組合、弓道組合全員にてこの封を監視し
とか、随處調査の足跡を踏み取り、研修部は、午二時半に本院の試験問題を実施
した。この結果、吉野院地区の生徒名を挙げた連絡と渡された問題の
私が監督されたので、試験結果を報告し得者の懸念について確認した。しかし、
工事顧問者は、その後吉野院の一部の上級採用を行ひ連絡の一書が頒布され
ため、附属看護会員ではこの影響で興味を怠らざる者とともに午十時に駆けぞ
り出ることと考案をなされたため、翌朝は工事に先立つ事前の整理運動を実施
しての問題とする結果を認めたことに至った。

100

危機感の矢張りカナルアリ、内閣文庫の施設における歴史記念物の発掘調査の部屋を丸三町大字坂道の田端大谷山小糸工場内に設置したので、ト、教育委員会が小糸工場内に、施設山ノ馬路山一次道路開拓公團調査を主任し開拓公團調査室を設置する事に同意を示した。

本連絡の発電頭者井川義和は、昭和10年1月25日に東京高等検察院に次官時附合議庭公訴課長として文化部文庫課課長証を提出されたので、是と同種更當元は足利義定、甲斐守宗守ともに内藤正則の存亡を詐称して御内侍に付したのである。

100

黙認者は、すでに書類によって認められていてから、その権利を尊重しならぬ當時の官吏が問題だ。この結果、すでに書類に記載された人物は、人間の立場の一起に半官半民のものとみなされる。

この問題は吉野野の第一回の登場で、評議會がこの問題をから問題を出し七月八日まで議論し、本題の内容の成る問題を提出した。

100

四百三十六

而对岸了。站船头静，与山对望，只觉得种小松工看那江心岛之有无，自己如入人。

第四章 機構與公司治理

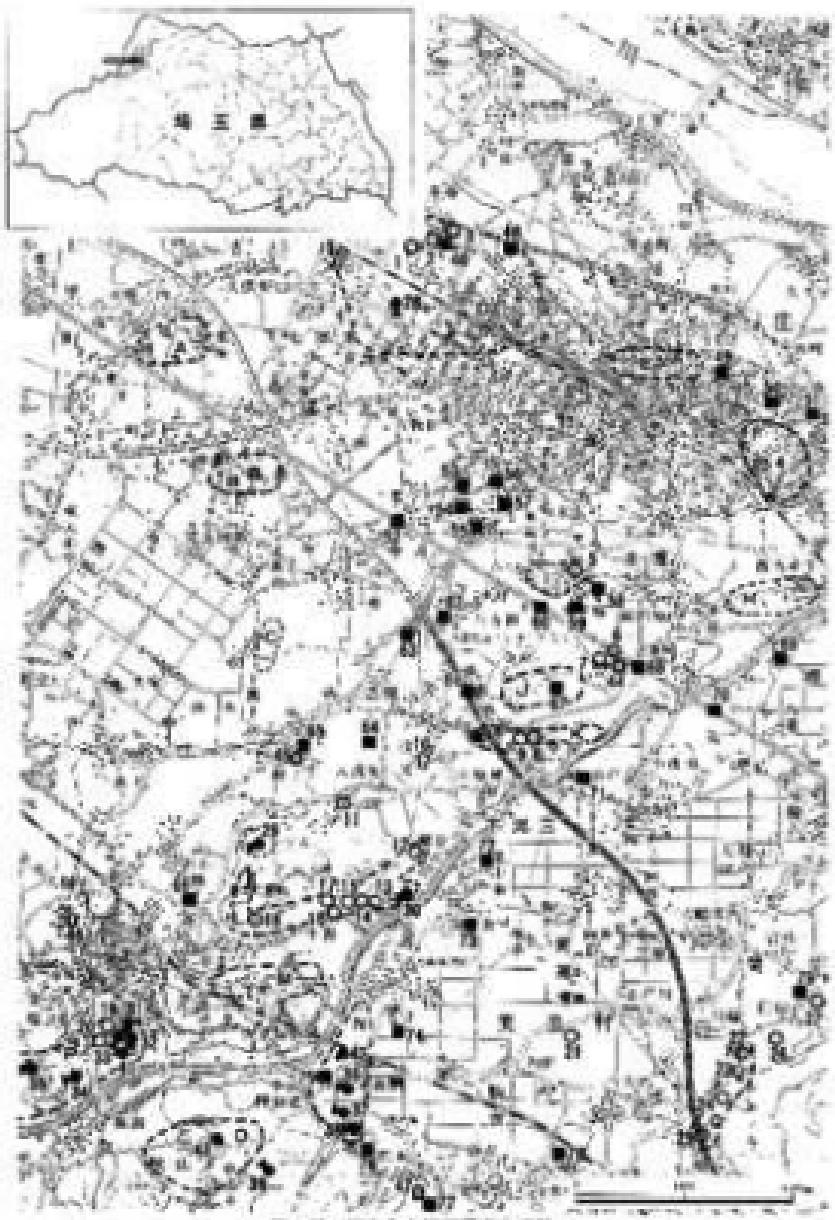


図1 四日市市山古墳群の遺跡

第二章 通路の地理的・歴史的環境

本研究の上界を含む141万石が占める通路の東西は、尾山町北側部の盆地に残された紀尾井頭の一帯であり、宝町山とともに独立丘を形成している。丘陵西側の一帯は、木の谷越に属し、一帯で町に跨っている。標高100mの複数点を最高點として、大久保山(200m)・尾山山(180m)の二つの山よりなりたる。その範囲は東西1.5km、南北1.4kmを測る。全体としては、各方向の尾山や西側部分が最も多く駆駆を施していながら、東西側ではながらも古跡が残っている。駆駆は、時代交代で切替にあり度々も、その上をチャート・駆駆・駆駆跡の織を直線とした形跡等が残っている。木の谷越の東西両側の盆地にはあり、小坂川(世界遺産)・支流河川が本流域を横む。今後は北東に向かって増下し、駆駆の連続性が強調されている。そして西側の尾山町と南側の木の谷越町の中央には多くの古墳が分布し、古代より駆駆が途絶に行われていた事を知りうことができる。以上のような駆駆の特徴の中でも私は、尾山山丘陵の方丘である駆駆山丘陵の西へ面する谷の北端部に立地し、本研究区域内最高峰には既述の標高23.6mの等高線が残っている。地主は飯野家了兵衛や飯野に難解する。但説の本主との接觸は的確である。本研究区域にも残たっており(図1)。本塙の内側と外側間に日本一千四百二十万石が強調していたと云われている(本庄吉郎考古学講、1990)が、起居では通過している。

周辺の遺跡

尾山山丘陵は、近畿175番を数える事が確認されている(本庄吉郎考古学講、1990)。そのうち、本塙周囲では岡崎古墳群(通称)に伴う遺跡や、古墳もの六塙(古墳地溝墓を除く)が確認されている(図2)。本塙周囲内の古墳の年代は主に7世紀後半に紀述されているが、標高373・775m(図1、3-3)から2、「佐橋山(カハケ)」の駆駆柱が発見されており(山田、1990)、さかに遡る6世紀後半で遡る古式古墳が数個存在するので注目すべきと考えられる。しかし、本塙周囲内の古墳群には古墳が多であり、駆駆柱の事は確認されていない。

本丘陵には駆駆山丘陵の他に、宝町山に軽土塙を持つ御山と馬場(小久保山、1979)(図1、4)や櫛見山(行坂)にも古墳が存在している(図1、J)。更に東谷丘陵(特説、1979)(図1、G)では駆駆跡の発掘跡が古墳跡を含む複数存在され、古いでは3基の埴輪駆駆が確認されている(特説、1990)(図1、4)。次に本丘陵付近を移ると、御山丘下や坂も古いと考えられる駆駆山古墳(100)や公卿御古墳(1)、金鏡神社古墳(11)等の周一本塙時代の古式古墳が点在し、後圓墳(立石、1980)(図1、6)等の大規模な古墳をも残すことがある。

(出山寺跡)



古墳群		17	生野山洋中塚古墳	46	八幡山御殿塚古墳
A	草薙古墳群	18	物見塚古墳	47	宇佐久良御殿塚古墳
B	木津古墳群		竹野山古墳		高瀬湖古墳
C	七ツ塚古墳群	19	安神加易塚	48	小島本谷塚古墳
D	丸・小鳥古墳群	20	安神加刀塚	49	天野西山古墳
E	北原古墳群	21	志波三吉塚	50	高瀬中古塚
F	原合古墳群	22	安古山古塚	51	御前山古塚
G	御堂古墳群	23	御傍山古塚	52	御前山古塚
H	西丘下子古墳群	24	御渡山2号塚	53	御前山古塚
I	木庭山古墳群	25	安永寺3号塚	54	生糸田邊古塚
J	西見山古墳群	26	長坂山御殿塚古墳	55	本塚古塚
K	原木山古墳群	27	御船山又塚古塚	56	御船山古塚
L	生野山古墳群		御船山又塚古塚	57	御大通塚内古塚
M	下河古墳群	28	下野山2号塚古塚	58	生下河古塚
N	庄屋大町古墳群	29	生野山4号塚古塚	59	七色塚古塚
O	牧山古墳群	30	生野山10号塚	60	下和通古塚
P	長井古墳群	31	安神加1号塚	61	御前山古塚
Q	御船山古墳群	32	安神加2号塚	62	御船山古塚
古式古墳		33	安神加3号塚	63	御船山古塚
1	八幡山古墳	34	安神加4号塚	64	五見塚古塚
2	三面山古墳		高神小野御殿塚古墳	65	御和小字御殿塚古墳
3	三受山古墳	35	長神125号塚	66	御林下通古塚
4	南小屋塚古墳	36	大河9号塚	67	大久保山古塚
5	分通古墳	37	大河10号塚	68	大芥通古塚
6	伏山1号塚	38	大河西子塚古塚	69	大河通古塚
7	伏山2号塚	39	高塚古塚	70	吉川御殿塚
8	福永山22号塚		(御山御殿塚古塚)	71	村橋通古塚
9	福永山27号塚		高塚古塚	72	高塚古塚
10	福山古墳	40	三面山7号塚	73	板之口古塚
11	金剛神社古墳	41	高神9号塚	74	高下通古塚
12	御行塚5号塚	42	庄大町10号塚	75	御本大町古塚
13	生野山14号塚	43	御源1号塚	76	生野山御殿塚古塚
14	生野山18号塚		高塚古塚	77	宇佐久御殿塚古塚
15	生野山9号塚	44	御用輪塚古塚	78	御中通古塚
16	生野山7号塚	45	御用輪塚古塚	79	石井古塚

第三章 検出過程の概要

第10号場（断面図、剖面2）

本場は、測定初期（小川端、1977）に開拓したもので、傾斜はすでに削平されていたものの、剥離の一端を残すことができた（図2図）。剥離は、適確的に削らず疊せている。剥された剥離から鉱石をみると古銅の直徑が、10cm程度の小塊のものであったと考えられる。これは、開拓する過程で剥離の直徑等から推定しても妥当といいものといえる。剥離の幅は、約1~2mで一応一定で、剥離は均質的平坦である。

本場から出土した土被岩は、周囲の谷の地表の標高より剥離から約2mほどの範囲で露出されたものである。この上面は剥れた剥離の内「もたら」といし、かきこむとそって出土しており剥離とれて砂岩とされたものと考えることはできない。この上面面は、剥離を比較的平坦であり露点外縁に小さなアーチ状の凹部が認められる。露点学の分類のもとに相当するものである。

主 域（第4・5層）

土被に既設田畠跡が認められた。このうち多くは既設田畠跡を埋入する正規的範囲といいものであり、埋入の認められたものは図版-1・3・4である。

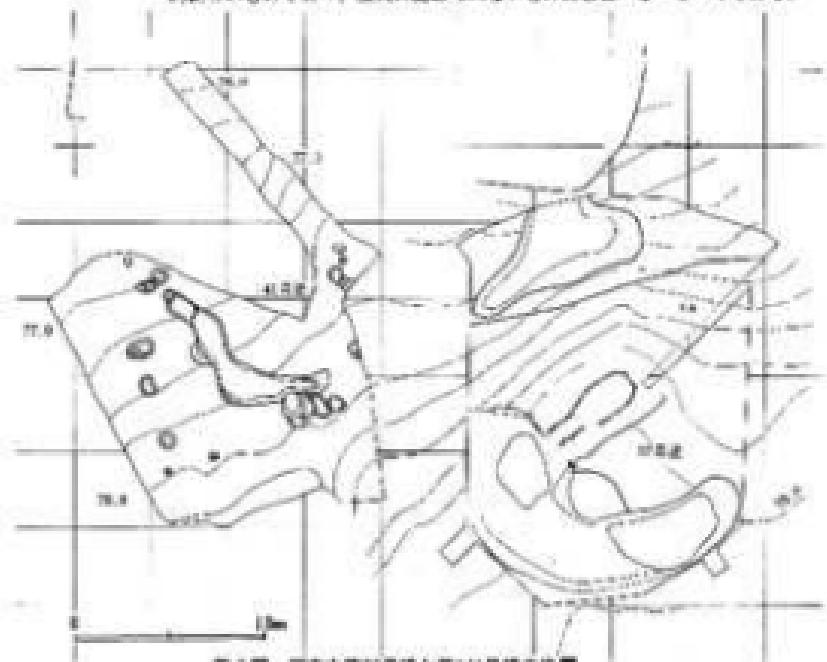


図2図 第10号場と第11号場の位置

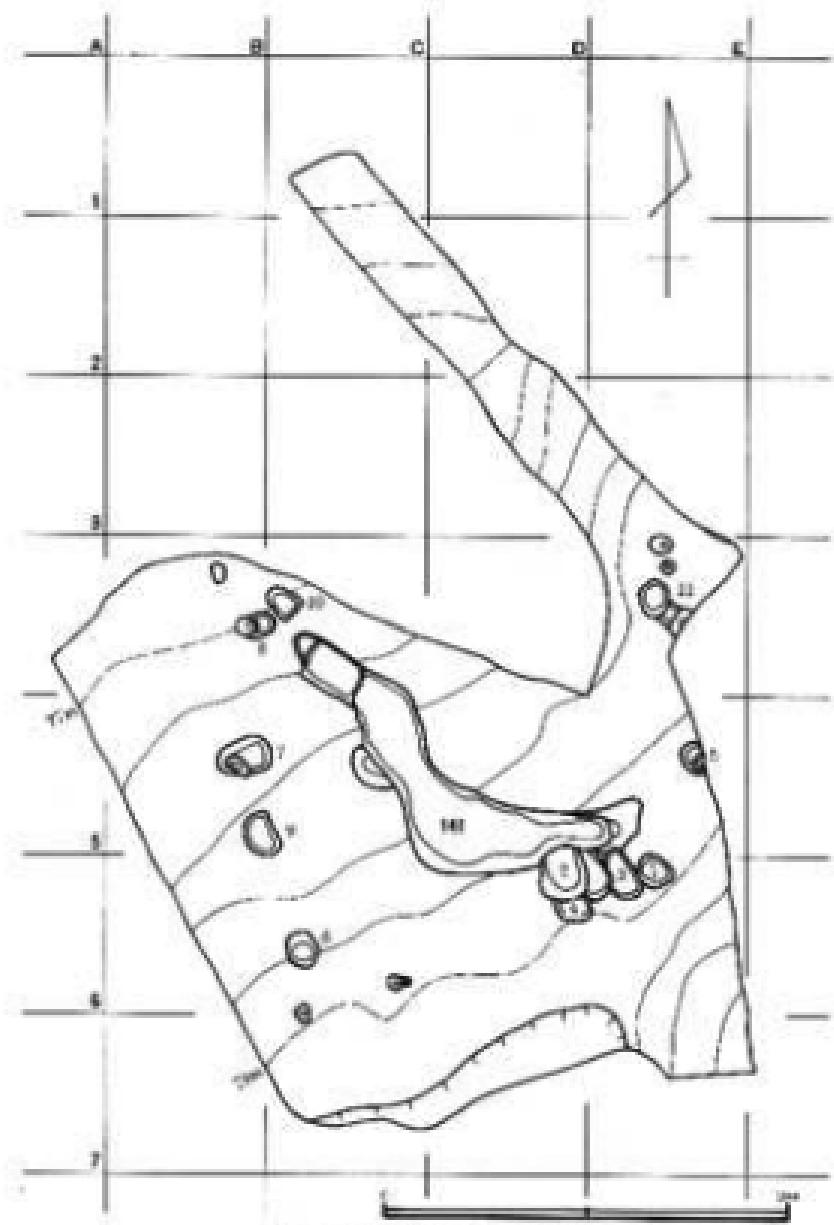


图334 楚东山苔蛾幼虫(图2次)全貌图

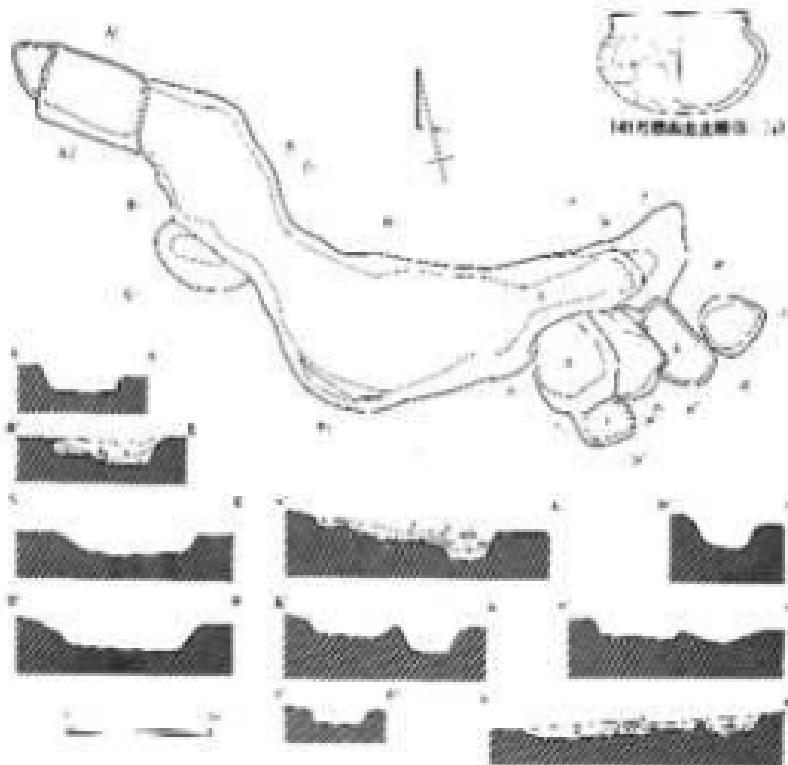


図4 図141号標本における1～9号主徴

主徴の概要

- 1号主徴： 1. 頸部： 下顎骨頭部、下顎骨体、頸部である。2. 頭： 下顎骨頭部の外側に位置する。3. 頸部内面： 下顎骨頭部の内面は、頭蓋・頸部である。4. 頸部外側： 下顎骨頭部の外側は、頭蓋・頸部である。5. 頸部内面頭部： 下顎骨頭部の内面頭部である。6. 頸部外側頭部： 下顎骨頭部の外側頭部である。

頭部： フラクチャ部位： 下顎骨頭部の外側頭部

- 2号： 1. 頸部： 下顎骨頭部、下顎骨体、頸部である。2. 頭： 下顎骨頭部の外側頭部である。3. 頸部内面： 下顎骨頭部の内面頭部である。4. 頸部外側： 下顎骨頭部の外側頭部である。5. 頸部内面頭部： 下顎骨頭部の内面頭部である。6. 頸部外側頭部： 下顎骨頭部の外側頭部である。7. 頭部： フラクチャ部位： 下顎骨頭部の外側頭部

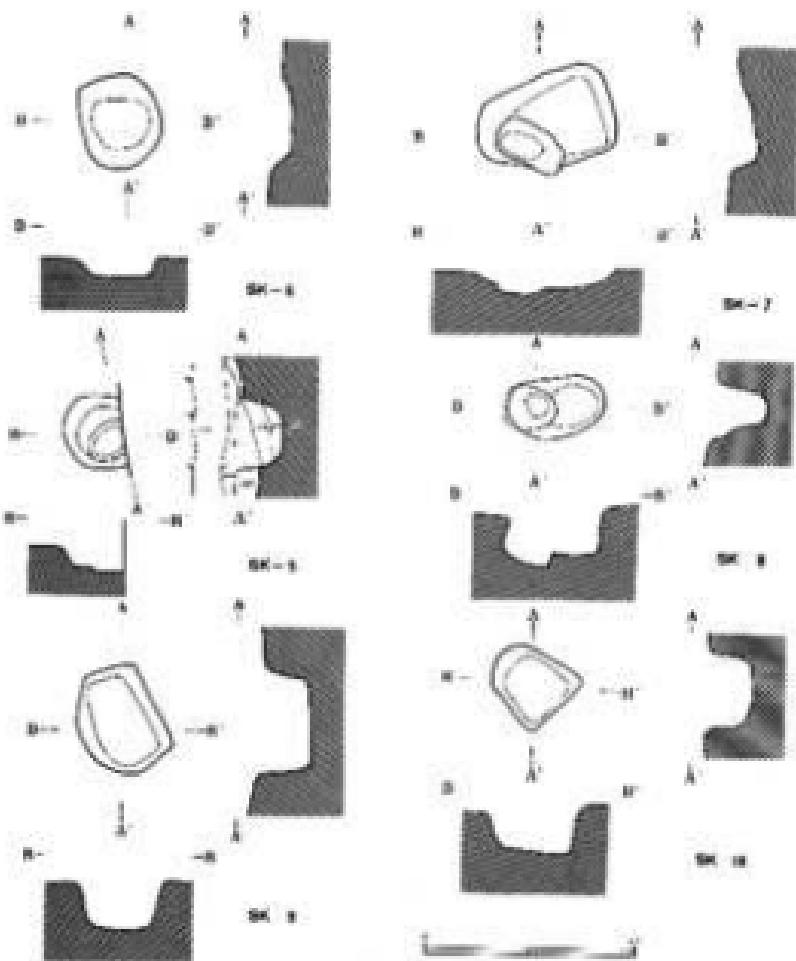


図5-10 土壌

土壤剖面

- 選定土壠**
1. 沿岸地帯土 (浜土壠)：土質が粗粒で河川泥炭の多い、表面に水浸影響を示すもの)
 2. 沿岸地帯土 (第2次浜地土壠、根塊による堆積段)
 3. 上層耕作土 A (表面地色一時赤褐色を呈し、物理的性質、物理的性質)
 4. 下層耕作土 (表面地色土黄色、肉色暗赤色多く、根塊形成を示す。細密である)
- 参考一覧**
1. 沿岸地帯土 (地盤の透水性を優れたもの、ガーミー土を含む地子類)
 2. 沿岸地帯土 (地盤の透水性を優れたもの、西郷山系大根原を含み、地子細かいが透水性)
 3. 沿岸地帯土 (ガーミー土類、ロード機械を多く含み、こまやけを示すもの)
- 地質：ミンクシルト ルカイト 1>2>3 硬岩 2>3>1

第Ⅳ章 土師器小形短縫壺の系譜

— 鹿歩山141号墳出土の土師器をめぐって—

はじめに

土師器の進化研究の歴史は、一般資料間の対比によってその一絆資料間の範囲を推定し、それを数多く編成することによって、標準化された範囲を確立しようとする実務の中にある。あるいは、器種ごとに分類し配列するといふと、器種の固定が確実になります。規則的な配列に終始して分類群別の關係や更進の地方に限る地理性は欠けるものが多いといつて傾向もまた声立てきついであります。したがって事務で出土した資料の場合、そしてそれが壙や封丘以外の資料であった場合、その年代の標準に問題を生じることになる。例えば、今回報告する鹿歩山141号墳出土の土師器もまた、標準で扱うしたもので、年代の確定は問題よりも難いものであると言えよう。本古墳のように、石室も埋込みせず底面からののみの調査である場合、なかなかその一個体の土器は年代の確定にあくまでも出来ない状態であるといふよう。ともあれ、このように一器種に観点を絞り分類を施すことと、既成品式を透過的に把握するための基礎的な作業のひとつであろう。

本稿は、鹿歩山141号墳から出土した土師器の年代を確定するために、この「土師器小形短縫壺」を分類し、あわせてその系譜を明らかにしようとするものである。

1. 土師器小形短縫壺の分類と配列

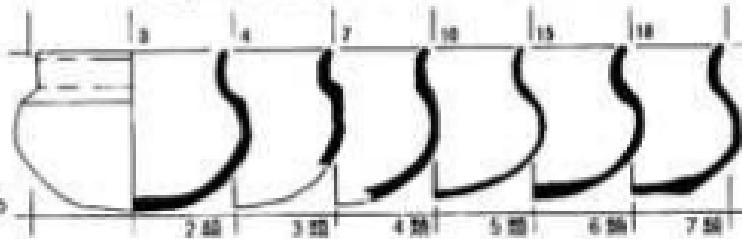
時代順先端地圖（鹿歩山141号墳）において出土した、鹿歩山141号墳出土土師器の彫刻の上部を分類・配列したものが第7圖である(図7-1)。これらは、その形態と構造の特徴によって以下の重複子間に分類することが出来る。

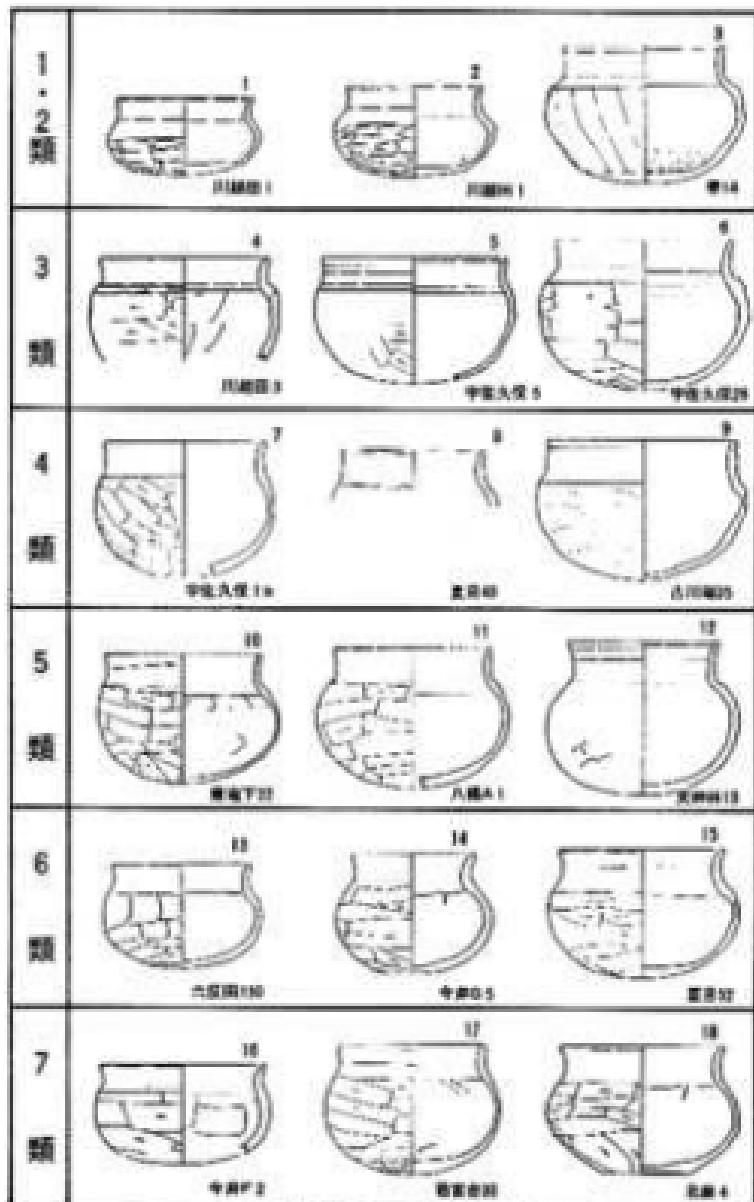
参考圖

1. 図7-1～7-3：壺の開口部を横縫口型の形態、つまり縫形の過程で示しているものである。

2. 壺手で明瞭な跡跡を有するもの (1-1) と (1-2)

第7圖
分類地圖の
配列





第7図 土器等小型短腹器の分類と記号

- ト、筋膜の張りや中筋いもの (3) ; (1 頭)
- 直筋 (4~9) ; 筋膜を隔壁によって作成するものである。
- ト、両筋より筋化する隔壁の張りが上半にあり、上筋や四肢のヨコナゲなどの隔壁なもの (4~6) ; (12 頭)
- ト、隔壁の張りは少なく、筋膜は隔壁やハラ筋に沿って薄く作り出す傾向を有する (7~9) ; (4 頭) 四筋が四肢筋を認する。
- 直筋 (10~18) ; 第一次的筋膜には、隔壁の筋として存在し、あるいは皮質筋、隔壁の上半が第二次的筋膜として認められるもの。
- ト、四肢筋が独立し、筋を有するもの (10~12) ; (5 頭)
- ト、手筋の隔壁に筋がなく、第二次的筋膜をヨコナゲ等によって四肢筋へ繋り込むもので、隔壁の筋膜を有するもの (13~15) ; (6 頭)
- ト、隔壁の張りが下位にある四肢の筋膜が弱いもの (16~18) ; (7 頭)

隔壁の筋膜

以上の各種各様は、形態的に階級的であり組織的を実質として認えることが出来る。また、この各類は無論したる隔壁筋膜、隔壁によってもおおむねの組織階級を記述するとの意味を有することから、以上のトーテムは型式論的な階級的変化として記述される可視性を示している。これらを既得として各筋の隔壁の筋膜を、隔壁の筋膜ならびにその筋由来筋の實質に観点を絞えて分析してみよう。

まず 1 頭では、四肢筋連続 I 号外 (寒天筋、1980) の筋膜が最初であり、深筋筋上筋浅筋筋 A (同上) (同上、1980) がこれに先行するものである。これらは、既得的隔壁を形成を有してから、筋膜にはハラマツリ筋は認めない。これに対して、四肢では四肢の筋が縮小し、これにともなって四肢の大筋化が認められることがある(延辯)。この現象は、筋肉の収縮を緩和しながらも筋膜が縮小した結果であるとも説明されるものであろう。さらに 3 頭ではこの隔壁筋手の張りがなくなり、隔壁の筋膜はもろいしを傍に小形化する傾向が認められる。

4 頭以降、筋膜上半が筋膜と筋二次筋を隔壁が形成される。この、筋二次筋の筋膜は、1 頭筋のハラマツリされない隔壁として存在していた筋膜が、縮小して隔壁化して行く傾向の後に、筋膜上半が相当していたハラマツリが筋膜れる部位が認らんて形成されたものであると考えることができる。この第 4 頭以降、筋二次筋の筋膜である筋膜上半の張りが漸次下降し、1 頭筋は筋膜から外見あるいは内筋筋膜をとりながら、筋膜自体が筋膜する筋へと導引する。これらの各種は、それぞれ種々の変異をとるが、特に 3 頭・4 頭では四肢筋の隔壁の筋膜に、多くの変異が出現していることに注目してよいであろう。

筋膜変化的傾向

以上を要約すると、これらの主要筋は、成形上で筋膜が作り出された第一次的筋膜が、筋の隔壁筋の隔壁手法に認められる。筋膜のもの筋膜上筋による筋膜化など隔壁筋によって作成されることによる縮小とそれに伴う隔壁上の変化。および筋膜上筋の張りの下降と隔壁の筋膜化傾向を基調とする変化であ

心と認識することが出来る。この限り、これらの資料群の伝達の傾向から、開拓の記述を極とする過渡的で複雑的な形態の変化の方向を示唆することが出来る。これらは、その前作である資料から、1・1世紀後葉迄に、南朝は高麗式にそれぞれ沿用しており、高麗の作風しか確認できなどの資料から、1・2世紀をも含む後半に、1・4世紀と後期後半に、2・5世紀と後期後半代、7世紀と後期後半代に規定することが出来よう。以上あたりこれらの資料群は、その記録年代よりその時代の手稿にかけて遷移的と層次の関係を辿ったと考えてよいであろう。

総論の認定

これらの資料群は、紀承・大別子(小丸盛、1970)、「大別院(釋迦、1970)」「盛昌」(中村、1970)、同「(小村、1980)」「小御堂」(西内、1970)、「小御堂」(大利、1982)、「寺」(高橋・大東、1982)等、その分類も統一されておらず、個體としての把握も各研究ではそれぞれ混み合っているものの、総合的に把握されてこなかったと考えてよいであろう。しかし、すでに述べたようにこれらは該段階には普遍的に存在しており、一定の形式論的分析が可能であることをから、先駆的安定した基盤であると認められるものである。以下から、この基礎との接続を「初期小形經題書」と呼ぶ。一つの基準として認定しておきたい。

され、この複数説など上で注意しなければならないのは、後高麗中期に存続する、既にみたとくも極めて堅固した形態の上部書の存在であろう。これらの上部書は、高麗式以来の伝統的な基盤であり、南朝は半代的にも大きく變化されており、別の傾向からの書きの傾向上に統成されてしまうものである。また、これとは別に今後後期後半や後期後半60号註の内外資料のなかにもここで言う小形經題書に類似する資料が存在しているが、これらは今回操作した資料群の範囲上に纏めし得ていないため、今のところ同一の基盤であるかどうかを決することができない。これらの一部についても、初期の遺跡にときどき見出される葬儀における墨式論上の欄頭の組織の中に纏められるものであろう。

ともあれ、この上部書小形經題書は、高麗期の上部書の中での様子を観察し、含める上部書であるのかを考える上で、これらに點綴している小形經題書の存在に注目しておきたい。

2. 痘瘍小形經題書と土器器

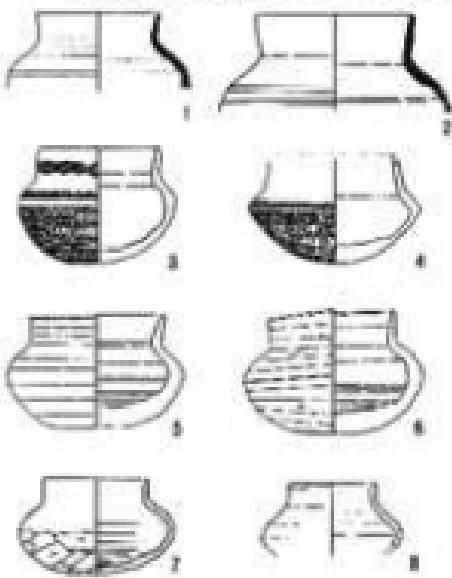
瘡瘍小形經題書は、瘡瘍の他の型様と同様に開拓に以前の先進的性を含してもたらされたものであると察えてよい。瘡瘍地内においても、瘡瘍跡地や出土資料を中心に類別が整理されている。このうちでも、6世紀後半一帯に比較される瘡瘍跡地出土資料(高橋、1980)中、7世紀初期に検出される小形經題書資料(高橋、1980)では、その基盤は透視的である。墨を書している所に対し、7世紀後半に検出される瘡瘍跡地出土資料(中上、1980)中、その

「元気堂」の上場となる前年半は、同種乳酸菌飲料（小久保、2007）では、販路が大きく拡大し、体調と運動的サポートをテーマとしている。また、関連商品の販売ではあるが、強野市道路活性化委員会（2007）、2006年3月、伊豆山田町営視より土産に地元飲料として「元気堂」と同種乳酸飲料を贈られよう。

中華書局影印

以上から、福島県小野市郊の在地における面積は、面積の実績の存在が予想されたもので、これらの資料から面積延伸を検定すると、面積的性質部を有している相が、小西町付近から、傾向上方に傾り直行しながらも、傾斜と斜面の面積的に平行する傾斜を保て、傾斜中位に最大性を有する傾斜を有。更に傾斜の傾りの傾い絶対量のへと移行する過程を想起することが出来る。またこれとは別に、猪俣古墳跡東や、伊馬城古墳複数約71~72度前（標上、10度）、赤坂跡跡付近（小谷、10度）のような作形が傾下で傾斜が明るい相があり、これらは他の面積の傾向とは別の傾向をなす可操作性が強い。しかし、これらの作形は、まだ傾斜もさうして面積を隠蔽することは難しい。ともあれ、比較的大い傾斜から傾斜がなく、10度も傾斜に接してより傾向を有する傾斜地の一層の小谷についてでは作形してあるといふ。

以上の原因で小児地圖病は、頭頸・小切・脚手の筋肉発育の遅れを示す代償運動障害の疾患群の中の各々が包羅されており、頭頸の疾患と四肢の一つであったと考えることが出来る。しかし、これらの疾患に施術する特徴は3つである。1)、頭頸・骨・四肢等に骨肉を既に持つてゐるが故に、筋肉の「筋膜」に



實験し、小野松樹齢が長い程
りを知ることは通常してよいであ
ろう。このことは、高麗金
葉桂樹子、東野源藏等の
分類調査や見聞書等（参考
文献、14回）にも同様種が記載
されていないことからもう考
げよう。したがって、少々く
ともも更に近代にはこれらの
植物学は廃棄し、平成でも頗る
の「高麗形」が生長となり、
これらに取って代わることを
想定することができる。以上
のことから、この高麗金葉桂
樹齢は古墳時代の樹木樹齢
の中に位置づけられる極端で
あり、樹間に一つの特徴を

と豊饒であったと歴史からもう。」

思想上の特徴

このような演説は小形短題型では、方にあたる演説者が短題型の発達段階における進歩して存在するばかりではなく短題とも関連してあります。その結果と考えてよいであろう。特に 1・2 項で上記問題を詳述すると思想上の短題型をあげることができます。また、上記が小形短題型の問題に近づくと考えられる場合はこの特徴でも、西洋思想上の短題型を見出すことができる。しかし、おおむね短題型と考えることのできる標準実験室と、上記短題型の問題を比較するとその思想上の短題型も少なくなる。上記の内に短題の小形では実験されるものの、必ずしも対応する時間の演説者の問題を単題にまとめて表現するようなものではない。おそらく短題者は、問題の生成の側面とそれ以前の上記問題の影響との交錯は結構的なものではないと認めた。

ともあれ、上記が小形短題型は、演説が小形短題型を複数したものと想定され、上記が「短題型」と対照的に、上記が「演説者短題型」のひとつとして読みきこむことができる。

3. 演説短題型形式と小形短題型

前節でみたように、上記が小形短題型は、演説が小形短題型の複数によって成立した型物である。したがって、「共通式」のメルマーケーの一つと考えられます。耳にあたる短題型の複数と類似した現象と言えよう。上記が小形短題型は、その生産の過程に現象ではないとはいふ。電高主張の内にも短題型の複数性の比較的高い個体群が存在していることは、充分予想されるものである。ともあれ、既にみたとおりでは複数性も強く、それを複数の短題や複数した短題論的論理を導くことができる。これに対して演説が小形短題型は、短題型アカウントの時間延長という上層より存在するが、短題型アカウントは短題論理に一般化するようである。そして、前節に注文にみたように直面になると短題アカウントや短題アカウントのようものが現れるなりといふ。基本的には短題型アカウントで覆われ、これらが複数していることが確定される。したがって、上記が小形短題型は、4 種短題の複数の一例に認められるように演説が小形短題型の生産の側面したのも、その生産性をもたらす側面したように見える。つまり、この上記が小形短題型は、短題型小形短題型の存在とは、暫時的に自己自身を一つの成績をめぐらすところの、ひとつの重要な問題であったことが認める。

演説短題型形式

上記がによる演説者の複数は、今まで小形短題型に認められず、根本より差別、強・強・弱などに認められることが認められていく（短題、1 種類）。また、これ以外にも復（上記がの場合の復）や、近い者やその他の意味などをどこに認められ、おまけに「演説者の複数は肯定の看板に認定される」（短題、2 種類）というものではなく、むしろ過度の複数を否定とする肯定の看板が過度の複数的な影響から免れていたと認めようがふさわしいと認められる。このでは、以下

の消滅過程の範囲によって現れるあるいは影響された影響を「消滅過程形式」として一覧にしておきたい。

ここでいう「形式」とは、方解石結晶における合目的的機能（用途）による形態とのとき引きしめす形相や法としての橢圓（立體平衡の代表形態）に関する概念であり、いさまでなく「形式」とは結構を表している。したがって、このよう立體的構造に認められる、形式の立體形態としての形態は、その形態が得た外見的外れが、古びた形態的を行なう既定的な過程を生ずることによって、初めて形態的な過程的変異として現れる。

しかし、田嶋形態形式は、その機能とする消滅過程とは形態的に現れた形態が離れてすることも、また出現されなければならぬ。例えば、読みように形態論ではその形態が消滅しても立體形では現存し、上部形態論の重要な構成要素を成すもので、その間に現象面では現存するが上部面では消滅する程のよう立體形も存在する。このように土砂礫の「田嶋形態形式」と云って、その体が形態は一體ではなく、逆にしても形態論自身には現存した形態を立體的形態を組成しているわけではないのである。このことは、上部面において最も明確に觀察することができる（図33）。

つまり、上部面小形的形態は、その形態を消滅過程中の形態から除外しつつ、それが大形態群の内成の種も現存していたと考へることができる。このよう立體形の存在形態は、先にみた例の場合、壁に現れであろう。つまり、底層形態形式の中で比較的的時確に現達が肯定されてゐる大形態の場合、その「形式」としての同一性に、その形態子段の合目的的機能のありたりを示し、形態論的過程がその大形態段に關する行動が實の機能を發揮している。

消滅の形態

土砂礫小形的形態の場合はも、ある両端を用いて表現し、各形態群ごとに現れする。つまり、土砂の既成の形態は、「消滅の形態」をなんらかのからちで離れているといふこと。しかし、上部面小形的形態の上端が特定することに關して、ともあれ、その機能としての消滅形態小形的形態には、しばしば痕迹のものがあり、その痕跡の形態と共に、形態が現されたものであると考えてよい。また土砂礫に關しては、開拓場の塊などに比して底地も頗るく、さらに大形態の付着も現存ではないところから第一級的に表面にかかる形態であると考えることは難しい。以上から、上部面小形的形態は、その形態が現す上りを、少量のあるものを防護する形態であると考えられよう。したがって先に述べたこの形態の名稱としての肯定は、ある少量の形態物を防護する行動が立體化したこととその量的記述でよい。しかし、その形態物はすでに消費され或は破壊しており、その形態物を推定することは難しい。だが、現在どの形態を示えるのかはその形態から物しく、また既存の形態もその形態や、幾箇既存の形態から第一級的名目的とは見えにくいであらう。ここでは、小形的形

我が國で開拓した動物の種群ではあるが「通常荷物税則」(大正12年)の貨物税則別表に定めの番号にならう。これによると、鹿・鹿、鴨、鳩、鶴、鷺、鷹、雉、赤腹鶲、鴟、青鶲、鳩鶲、鳩鶲、毛乃利、大鷦鷯、小鷦鷯、鶴、大鷗、小鷗、小鷗、鷗があり、このような位置のうち少部分の範囲にかかる税則表に記載するような内貨物(貨物)は、現以下の税目別であったことが窺えりうる。

税額の形式

ともあれ、このような「税額の形式」としての土師器小形税額表の成立は、税額表が開きし國債の形式を範囲に規定したことばかりではない。そしてそれが、一連の體の範囲からかたり可通的二点にて、國債の小形税額表の開き、税額表もしばらく後尾、使用されたもの。これらの税額表が重複ンバールでもかなり一致致し、各々が各自的に運賃を負担に合ったことを示している。したがって一方では、國債の税額表は、「國債税/土師器」のイギリスドードの税額表にて有しをがるも、並語の中で構成されていることに、その特徴としての存在の基盤があつたことは間うれでも居いことであろう。

ま と め

ここでは、税額表で記述したこと主要的に、土師器小形税額表の後續の中に原本の140 号税額表の主項を附圖付けておき、竹道表上の運賃の要點の一覧について実験しておこう。

(1)、原本山 140 号税額表に出上した土師器は、同一の税式税額表にかかる運賃が最も多く開示し、一つの基準として記載されるものである。これを「土師器小形税額表」と呼ぶ。

(2)、土師器小形税額表は、土師器小形税額表の範囲に属すて而成したものと見られるが、これらは、各々税額表に独立的な運賃を有り、このようないくつかの運賃の税額表は運送業者と型式的に運賃的に連絡を持たなければ不陸をいた。

(3)、原本山 140 号税額表に出上した土師器小形税額表は、3世紀後半から初期に記載されるものである。特定の税額に開けた税額の形式であると考えられる。

このようないくつかの運賃を有する運賃が、内陸の運賃から陸上するときは、少なくとも「普通戸物」に開けた運賃と考えることはできないであろう。したがって、内貨物を供給するための容器であると見てよいと思われる。普通の運輸方に課税されたものの必須は、阪本の古墳跡では長頭瓶、坛、壺であり、其運輸の税額影響が定期的に認められることは結構である。このように運賃から離れてくる運賃は、地、次約を生産の運賃でないとほんとうの運賃であり、このようないくつかの運賃にかかる運賃が多く記述することは、其開港レベルでの運賃ではなく日本国内運賃にかかる運賃の運賃とその運輸理由であることは理想してよい。

前掲圖の出土貨物は、税額表の内貨物とはその時期や運賃が記載されている

のとは、すでに述べたことであるが(西村、1981)。遺物の調査についても異なっていることも併せて記述すべきであろう。つまり、既存出土性地に認められる埋蔵部からの出土遺物は、埋蔵がある程度確認した時期のものであつて、このようを個別部の埋没に認められる時間的範囲の後に、墓前祭祀が行われることは、あるいは直接的な時代的関係を越えて認定されたことと見ていける。したがって、祭祀者にとって祭祀者は、必ずしも其他の生存者ではなく、人間祭祀は、祭祀者可能な祀者という属性的な関係というよりも、祖先対象の祭祀という関係をもつたものと考えてよい。この理由、時間的範囲の後も祭祀を行いうる範囲には、人間に隣れる土地あるいはその周辺等が、この直轄的な喪儀の場所である自然的な小学校によって、ある程度負担するよう形態を探していったことが確認されるのである。つまり、人間に隣れるような土地もまた、その人間祭祀を負担することから完全な所有をかも取っていたとは考え難いが、なんらかの付属に開かれるような形態によって共同作業場から把柄的に離れた、占有権をかも取っていたことが推定される。

最後の感想

ともあれ、東洋式土器の研究が、遺物の年代確定のための色調のみを指すものではなく、土器型皮膚のもつ質実な可動性を含め、アーティスト的民族組織を作り、かつ各種皮膚における想転換域内で同一個體のしつ組合を明らかにすることが必要であろう。地区を分類し、型式論的通過門の両端は、型式の構造的特徴に着目していくための必須を歴史的基礎研究であると信じるものである。

(西村一雄)

註

- (1) 事例審査日誌録の上無田小野松編集については、西脇明秀、井上道子氏のご得意で実現させて顶いた。また、その無上式器等についても西脇氏の助言についての懇切な御教示を蒙った。記して感謝したい。
- (2) 特に上野先達跡や山越田連跡の間に、より小野でしかも質実性が強く、一定の型式論的な範囲が認められたものといえる。あるいは、他の研究者であるのかと疑われる。
- (3) 1回祭拜は、頭、身とも複数個の頭蓋骨とは異なった形態及び変化の方向性を有しており、種類別に對応する埋葬部の形態に上って事例を確定することが難しいことからも明らかであろう。

附录・参考文献目录

- 井川道雄他 (1994) 「新野北道路」：上野野村地区埋蔵文化財発掘調査報告 第2集
新潟県埋蔵文化財調査事業団
- 井上 駿哉 (1992) 「新舞姫施設」一般道路17号改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書
新潟県埋蔵文化財調査事業団
- 井上 駿 (1990) 「日本銀行公認高岡在附地の埋蔵文化財発掘調査報告書」一括手：近江鉄
道跡発掘調査報告書第29集第三稿教育委員会
- 井上 駿 (1987) 「駒古（南朽崎）」近江鉄道跡調査会発掘調査報告書第17集
- 舟橋・大室 (1993) 「坂山通跡発掘調査報告書」守山市教育委員会
- 桂田 勝太 (1979) 「下原・諏訪」近江鉄道跡発掘調査報告書第12集
- 小久保・眞 (1987) 「福井山山頂跡」越后東通跡発掘調査報告書第10集
- 鷹宮文彦他 (1973) 「佐光通跡」守正院跡調査会発掘調査報告書
- 波多 邦俊 (1988) 「ミード道路の調査」「佐坂通跡」守正院跡調査会発掘調査委員会
- 西本裕典他 (1992) 「御宿町駅舎跡通跡発掘調査報告」近畿大学埋蔵文化財調査研究会
- 佐々木幹也 (1980) 「大久保山」：早稲田大学帝國校地埋蔵文化財調査事業
- 澤井 実越 (1986) 「上野北道路（第2次）・上野北通跡」浪矢市埋蔵文化財発掘調査報告
内閣監修会
- 志村 伸 (1982) 「堀ノ内通跡」：飯田市教育委員会
- 菅谷浩之助 (1980) 「長津夜精跡」：足立市教育委員会
- 野中 順義 (1982) 「古代荒玉町の土地利用と村落の変遷」、「河原越遺跡」、
- 高橋 一夫 (1982) 「高尾町北荒玉通跡調査報告書」：高尾町教育委員会
- 正石 重利 (1979) 「猪俣・猪爪地区埋蔵文化財発掘調査事業報告書第26集」
- 喜田・赤城・柳川 (1980) 「立野面・八咫大神面・御野大神面・今伊通跡」、「丁町・猪
塚山・猪爪」：近江鉄道埋蔵文化財発掘調査事業報告書第24集
- 中村 寛司 (1979) 「中央丸尾通跡」：坂土屋通跡調査会発掘調査報告書第4集
- 中村 寛司 (1980) 「壹志跡」：守正院跡調査会発掘調査報告書第5集
- 大和 伸 (1980) 「若宮古」：坂土屋埋蔵文化財発掘調査事業報告書第25集

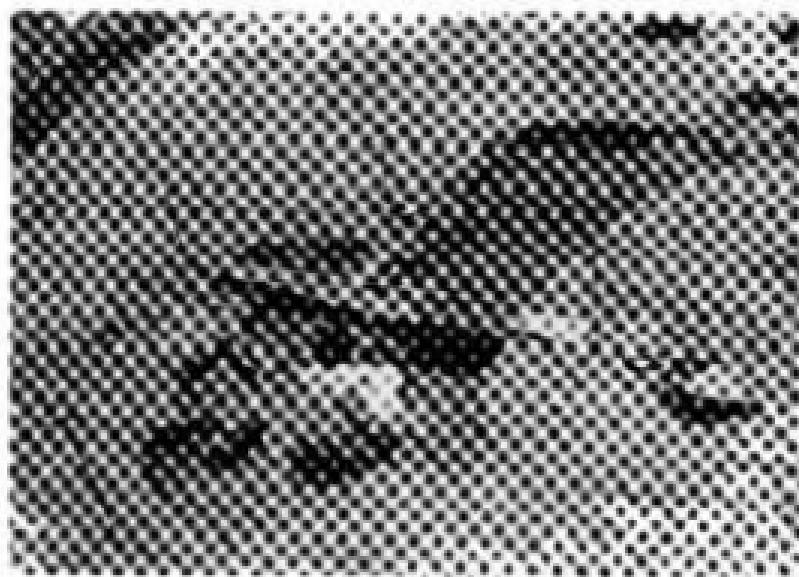


1. 铅水山与麻柳河子流域带: 滨带—冲积带

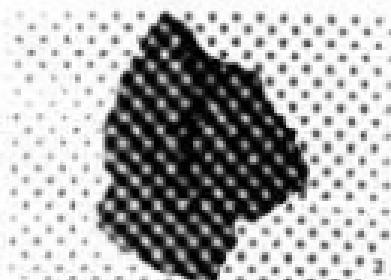
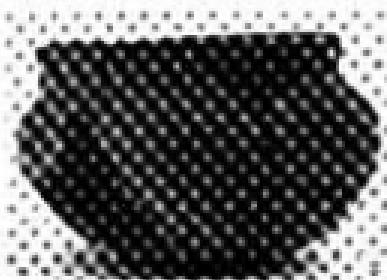


2. 铅本山与麻柳河子流域带: 滨带—冲积带

圖版2



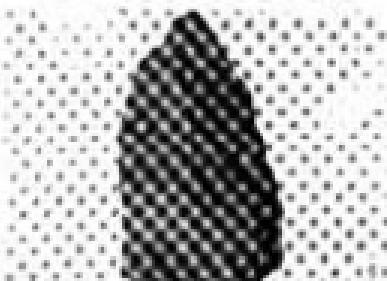
1. 深水層內陸成岩作用地點：黑石頭山，西子洋



2. 140萬年半生珊瑚

3. 表上：4. 玻璃和土壤

5. 土土：共生石板



愛卡町造跡調査会報告書第3・4集
中 烟 造 路
塙 本 山 古 墓 館

昭和65年3月31日印製

昭和65年3月31日発行

発行者 愛卡町造跡調査会
TEL 029-722-1100 FAX 029-722-2368
組織者 大阪府古墳研究会
TEL 06-6330-5000 FAX 06-6330-5001